議第109号

町の区域の変更について

本市内の町の区域を次のとおり変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第26 0条第1項の規定により議決を求める。

平成28年12月1日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

高山駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い町の区域を変更しようとする。

変 更 調 書

町名	地 番			
昭和町1丁目	22-8 の一部	22-9	22-23	22-25
	22-33	22-34	22-39	268-2
以上の土地を花里町4丁目に変更する。				
花里町4丁目	31-6	31-7	114 の一部	115 の一部
	119-5 の一部			
花里町6丁目	65 の一部	66-1 の一部から	66-3 の一部まで	
昭和町1丁目	22-3	22-4	22-8 の一部	22-15 の一部
	22-19 の一部	22-40 の一部	22-45	30-3
	31-3	262-2 の一部		
以上の土地及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部を花里町5丁目に変更する。				
花岡町1丁目	51-2 の一部	82-1 の一部	83-2	83-3 の一部
昭和町1丁目	22-11	22-18	22-19 の一部	22-20 から
	22-22 まで	22-37 の一部	254-4	255-3 の一部
	261-2	262-2 の一部		
以上の土地及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部を花里町6丁目に変更する。				
昭和町1丁目	22-37 の一部	255-3 の一部		
昭和町2丁目	187-8	187-9		
以上の土地及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部を花岡町1丁目に変更する。				
昭和町2丁目	41-1 の一部	41-2	41-3 の一部	42-1
	42-2	64-1 の一部	65 の一部	65-3 の一部
	66 の一部	67 の一部	67-12 の一部	180
以上の土地及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部を昭和町1丁目に変更する。				
昭和町1丁目	22-41 の一部	255-2 の一部		
以上の土地を昭和町2丁目に変更する。				

備考

当該町の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定に基づき、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとする。